

高等小學修身書
二

K120.1
16.1b
2

K120.1

16.1b

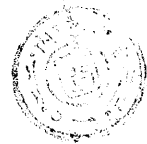
2

副島種臣 関
東久世通禧 著

高等小學修身書

東京 國光社

高等小學修身書卷之二



副島種臣 関
東久世通禧 著

第一課

聖徳

畏かれども、天皇陛下は、毎朝、かならず、先
皇祖皇宗の神靈を拜し給ふを、つねとせさ
せ給ひ、曾、之を、かゝせ給はず。

聖徳、高く、尊く、ましますこと、まことに、はて

しもおはしまさず。

御製

とこしへに民やすかれといのるなる

我が世をまもれ伊勢の大神

第二課 聖徳 (三)

天皇陛下、又深く國をおぼし、民をあはれませ給ひ、嘗、皇城炎上の後は、赤阪の離宮を、かりに皇居と定めさせ給ひて、久しき間、御造營をゆるさせ給はざりき。後、又、供御をさへ

節し給ひて、年毎に、金三十萬圓を下し賜ひて、軍艦製造費に充てしめ給ひ、國防の助とせしめ給へり。

うづみ火をかきおこしつゝつくぐと
世のありさまを思ひやるかな

聖恩の深く、且、厚きこと、限もなし。まことに、かしこき御事なり。

第三課 忠君 (一)

楠正行は、後醍醐天皇、後村上天皇の二



代に仕へ奉りし人なり。幼くして、父正成の遺命を受け、常に、足利尊氏を攻めほろぼして、天皇の大御心を安め奉らんと志せり。長じて、一族をひきお、吉野の宮を警衛し奉り、屢、賊兵を打ちやぶりき。

この後、尊氏、高師直等をして、大兵をひきおて、吉野を犯し奉らしめんとしけるに、正行之を防がんとて、進みて、四條シヨートナムテ畷に戦ひ、殆、師直を捕へんとしたりけるが、衆寡、敵せずし、

て、終に戦歿せり。

忠臣は、國の寶なり。

（君子訓）

六

第四課 忠君（三）

天地わかれしはじめ、先、皇室ありて、而る後に、臣民、漸わかれひろがりたれば、我が皇室は、臣民の大宗家にてましませり。故に、君臣の大義は、父子の親と、異なることをなし。さて、この忠君の至情は、我が國臣民の特性にして、すべて、我等のふみ行ふべき大道は、

皆、之に基けり。苟且カクシツメにも、忽ツクに思ふべからず。

山はさけ海はあせなん世なりとも

君にふたごゝろ我あらめやも

（新勅撰集）

第五課 親の恩

親の心には、あけくれ、我が子の、行正しく、才智も、世にすぐれてあれかしとねがひ、又、行末かけて、幸多からんことを、深くおぼし給へり。さて、平生のいとなみも、多くは、子の爲

七

を思ふが故にて、身を終ふるまで、常に之を
すて給はず。其の恩、まことに深し。子たるも
の、よく、之を思ふべきなり。

しろかねも黄金コガネも玉もなにせんに

まされる寶子にしかめやも

(山上憶良)

第六課 孝行 (一)

かねは、土佐國の人なり。はやく、母にわかれ、
父は、老いて、畳表を織るを業とし、いと貧し
く、日を送りければ、ひたすら、之を助けて、常



に、家業をはげみけり。

平生、孝順にして、よく、父に事へ、市に出で、
疊表をひさぐ毎に、必、父の好む物を買ひと
とのへ來て、之をすゝめき。

かくて、ある年、秋の夜に、蟲の聲々、あたり
しげくきこえければ、かね、口ずさみて、

母もなきわれに聞けとや秋のむし

てゝいとしとは同じおもひよ
といへり。てゝとは、父をいへるなり。蟲の鳴

く聲の、てゝいとしといふが如く聞ゆとて、
かくは、よみけるなり。

第七課 孝行 (三)

父母、年老いては、體よわり、氣も衰ふべけれ
ば、ことに、心を用ゐて、孝養をつくすべし。

憂きこと、やましきことをば、聞え入れず。た
だ、楽しくうれしき話などして、おのづから、
老をも忘れしむべし。

孝の道は、愛と敬との二つなり。(會澤 孝)

女は程なく、人の家に嫁ぐべき身なれば、
 ちらは々にしたがりひ參らすることも、し
 ばしの程ぞと心得て、力をつくして、孝行
 すべし。

(佐久間象也)

第八課 友愛 (二)

横田新助は、伊勢の人なり。父母、久しく病み
 て、耕作すること能はざりければ、家、やうや
 く、貧しくなれり。

時に、新助、年、僅に十四歳なりしが、かくて、月
 日を過ぐしなば、終には、父母兄弟ともに、飢
 うるに至りぬべし」とて、みづから、人の僕と
 なり、其の給金をもて、家計を補へり。

かくて、十年を経て、家にかへり、妻を娶りて、
 共に、農業をはげみ、又は、人にやとはれなど
 して、父母兄弟の助をせり。

後、父母、ともに、なまかり、弟六人も、つゞきて
 死に、兄の久吉さへ、發狂しければ、一家の困
 難、たとへん方なし。されども、新助、いさゝか

も厭はず、兄の看護に、心をつくし、暇には、家業をはげみつゝ、貧しきが中にも、納税の期をあやまらざりけり。

第九課 友愛 (三)

兄弟は、同じ父母の恵の下におひ立ちたれば、互に、相親み、相助けて、身を立て、家を興すべきなり。

或は、利慾のために、或は、いさゝかの事より、あらそひ怨みなどして、この親をやぶらんは、最恥づべきことにして、又、不孝の甚しきなり。つゝしむべし。

兄を敬ひ、弟を愛すべし。

(保科正之)

第十課 和順 (二)

はるは、稻生恆軒の妻なり。常に、柔順にして、行正しく、よく、夫につかへ、又、舅姑に孝養をつくしけり。

常に、自質素をむねとして、かたく、奢をつゝしむ、舅姑の爲には、いさゝかも、費をかへり

みず、又、祖先の
祭祀をも怠ら
ざりき。かくて、
子弟を教ふる
には、ゆるやか
なるが中にも、
をかすべから
ざる節もあり
て、教導よろし



きにかなへり。およそ、讀み書きは更なり、裁
縫などのわざにも達し、家政のことより、金
銭の出納に至るまで、日記にしるしおき、書
信をば、おほかた、夫に代りてかきしたゝめ
などして、よく、家政をととのへけり。

人の妻となりては、よく、其の家を保つべ
し。

(女大學)

第十一課 和順 (三)

夫は、外をつとめ、妻は、内ををさむるが職分

なり。夫、よく、勤儉なれども、妻、もし、放逸にし
て、行をつゝしまし、奢りて、儉約ならざれば、
到底、家をたもちがたし。

夫は、妻のあやまらるを教へたゞして、一家を
治めしむべし。妻の徳は、つゝしみて、おごら
ず、夫と、舅姑とにしたがひて、ほしいまゝな
らず、専、心を家事に用ゐて、身をへりくんだり、
よく、女工をつとめて、怠らざるにあり。
かくの如くなれば、家おだやかにをさまり

て、子孫、必、榮ゆべきなり。

(家道訓)

第十二課 協同 (二)

大國主命は、素盞鳴尊の御子にておはしま
す。或日、出雲の三穗崎にいでませるに、高
皇產靈神の御子少彥名命、小舟に乗りて寄
來ませり。この時、高皇產靈神、汝、大國主と、
兄弟となり、心を一にして、其の國を作り堅
めよと宣ひしかば、是より、互に、力を戮せ、相
並びて、この國土を經營し、又、醫藥の法をも

定め給ひ、祖先の遺業を修めて、大功を遂げ給へり。

三十一

第十三課 協同 (三)

力を戮せ、心を一にして、事に従ふは、我が國古來の尊き習はしなり。

およそ、一家、一郷の盛衰より、一國の興亡に至るまで、唯、人々、同心協力して、事を勉むると否とに基せずといふことなし。一人の力は、限あれども、衆人の力は、限なし。深く、この

理を思ひ、私になづまず、大體を忘れずして、この戮力協心の遺風を守るべきなり。

力を戮せ、心を一にす。

(古語拾遺)

第十四課 謙遜 (二)

板倉重矩ウツクラは、島原の役に、父に従ひ、賊をうちて、功ありし人あり。

常に、恭儉をむねとして、奢侈をいましめき。嘗、江戸本所に住みけるころ、家計ゆたかならず、いとまあれば、みづから、野菜をつくり、

咬菜軒の三字を書して、居室の扁額としけり。

後、大阪城番となり、老中に轉じ、更に出で、京都所司代となり、再入りて、幕府の老職となりしが、到る處、居室の壁上、必かの扁額をかゝげ、むかしを忘れぬ形見として、身のいましめとせり。

又、嘗、宮中に參りて、饗膳を賜りける時、圓淨法皇の宸筆を拜し、畏み、頭をも上げ得

ざりきといふ。

禮は、恭敬の心より出づ。

(細井平洲)

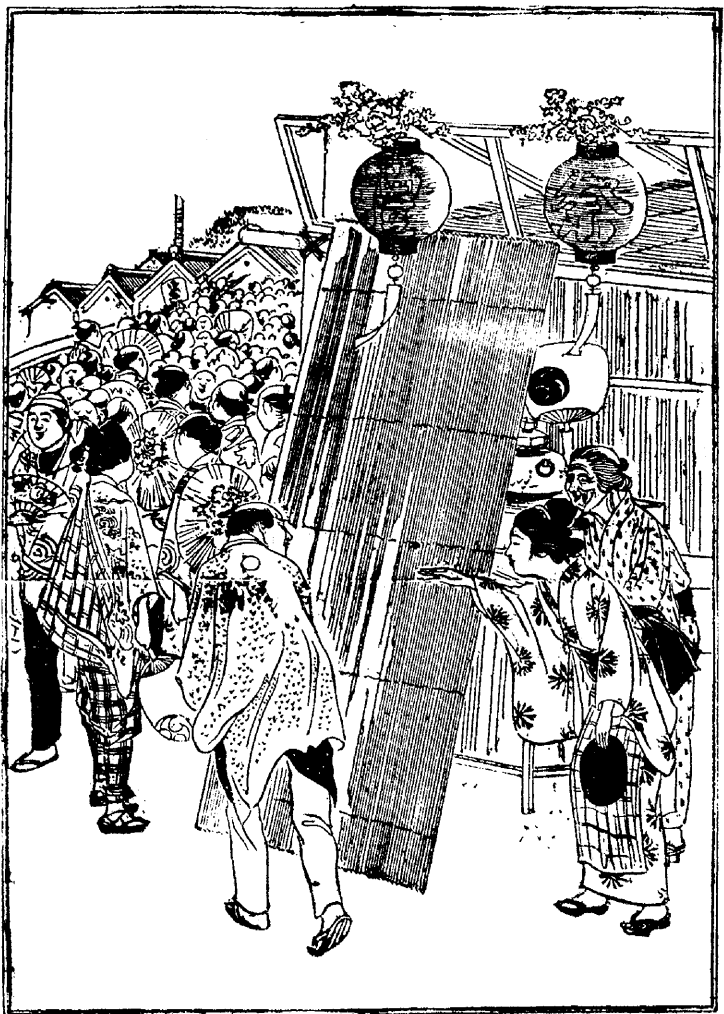
第十五課 謙遜 (三)

語に、鬼神は、盈ちたるをかきて、謙にさいはひすといへり。故に、得意の日にも、つねに、失意の時をわすれず、人に譲りて、禮をまもらば、いつまでも、果福身に添ひて、行末榮ゆべきぞかし。いましむべきは、驕慢の情なり。

(上杉治憲)

第十六課 博愛(二)

野州宇都宮に、新見屋新右衛門といへる人ありき。或年、江戸に出で、兩國橋を渡らんとしける時、少女の身を投げんとするを見て、之を引きとゞめ、其の故を問へるに、「主人の金子三十兩を、途におとして失ひつれば、死にて、過を謝せんと思ふなり」といふ。新右衛門あはれみて、金を與へて、之を償はしめけり。



後、年をへて、再、江戸に出で、永代橋を渡らんとしけるが、折節、深川八幡の祭日にて、橋上の群聚大方ならず。新右衛門、この中において、殆、途方にくれたりしに、見知らぬ少女、袖をひかへて、しひて、傍のさゝやかなる茶店にともなへり。

さて、この少女、懇に禮して、御身は、先年、我が一命を救ひ給ひし御方にておはさずや。其の後、この恩に報いんとて、母と共に、こゝに、

かく、茶店を開き、日毎に、往來の人に目を注ぎつるに、今、見出で奉りて、嬉しさ限なし」といふ。

新右衛門きゝて、さてはと思ふ折しも、かなたは、橋、半より落ちて、溺れ死ぬるもの數を知らず。新右衛門も、危かりしを、こゝに、引留められて、災を免れたりき。

施しては、報を願はず、受けては、恩を忘れず。

第十七課 博愛 (三)

二十八

人は、常に、うゑたる者、こゝえたる者、病める者、かたわなる者、貧しき者などをたすけ、鰥寡孤獨の、たよりなき人々を、あはれみめぐむべし。

老いて、妻なきを、鰥といひ、老いて、夫なきを、寡といひ、いとけなくして、父なきを、孤といひ、老いて、子なきを、獨といふ。

此の四のものは、よるべなき者なれば、人を

すくはんには、先、此等をさきとすべし。

(初學訓)

第十八課 報恩

恩を知るは、百行のもとおなり。恩をしらざる者にして、忠なるはなく、又、孝なるはなし。苟、此の忠孝の二つを缺きなば、衆徳やぶれて、世は、しばらくもをさまらべからず。

かの、犬は、いやしき獸なれども、養を受けしわが主人をば、常にしたひて、忘るゝことをな

二十九

し。獸だに、かくのごとし。人として、恩をわすれ、義にそむかんは、あさましきことなり。

(天和俗訓抄)

第十九課 立志 (二)

池田光政は、備前の國守なり。年、いまだわかかりし頃、曉近きまで、いねもやらずして、ふといきをもらしけるを、近臣あやしみて、何の故にかと問へば、「われ、年、はやく、十四歳になりぬ。されど、才學つたなくて、未、國を治む



べきすべを知らず。これのみ、心にかゝりて、眠りがたきなり」といへり。

後、益、學を修めて怠らざりしかば、つひに、治國の術に達し、熊澤蕃山を擧げ用ゐて、大に藩政をたゞし改めた

りき。

人、志を立つること固からざれば、心、つねに變動して、業を成すこと能はざるべし。

(新井祐登)

第二十課 立志 (三)

古より、俊傑の士といへるも、目四つ、口二つありしにはあらず。たゞ、志の大なると、逞しきとによりて、終には、天下に、大名を揚げつるなり。世上の人、多くは、碌々として、世を終

ふるは、他に非ず。これ、志、大く逞しからぬが故なり。

さて、志を立てんには、物の筋多きをきらふべし。凡、少年は、ともすれば、人々のする事に、目らり、心迷ひて、人、詩を作れば、己も、之をつくらんと思ひ、人、文をかけば、己、また、文をかかんと思ふものなり。これ、正覺を取らぬ、第一の病根なり。故に、先、我が智識、聊なりとも開けなば、我と、我が心に謀り、我が向ふべき

方を定めて、勇往直進せんこそ、願はしき事なれ。

(橋本佐内)

第二十一課 忍耐 (二)

名取彦兵衛は、甲斐の人なり。明治の初年、我が國の生絲、未、精良ならざるをなけき、製絲の器械を改めて、蠶業を興さんとしけるが、志を遂ぐるに至らずして、空しく、資財を失へり。

彦兵衛、屈せずして、ふたゝび、器械を改め作りしかども、これ、また、遂げ得ずして、殆、家産を傾け盡せり。

されば、近隣の人々は、皆、狂人とそしり、親族の人々は、いたく憂へて、思ひ止まりてよとすゝむれども、彦兵衛、意とせず、益、工夫をこらしけるが、遂に、蒸氣力を用ゐて、製絲をかわかす法を發明せり。

これより、工費をはぶき、絲質をも、精良ならしむるを得しかば、彦兵衛、大に喜び、更に、心

をくだきて、製絲に、光澤を加ふる法をもか
んがへ得たりき。さて、これを、海外に輸出せ
しに、大に、中外の賞賛を受けて、絲價、前日に
倍するに至れり。

雨を、ぐ軒の下石くぼみけり

かたきわざとて思ひすてめや

(橋守部)

第二十二課 忍耐 (三)

人、一たび、事に志さば、いかなる艱苦に遇ふ

とも、たゞ、一念に、つとめはげみて、之を貫く
べし。かりそめにも、他人の毀譽によりて、心
を動かすべきにあらず。

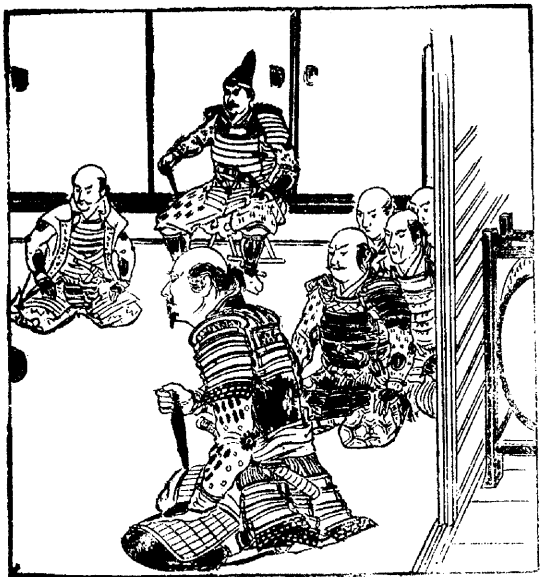
かの高き山に登るには、けはしき阪路を經
べきが如く、およそ、事業を成し遂げんには、
必、種々の艱苦に遇ふべければ、これに堪へ
忍ぶこと肝要なり。

第二十三課 智能 (二)

小早川隆景は、毛利元就の第三子なり、曾、織

田信長、羽柴秀吉をして、毛利氏を撃たしめける時、隆景、兄元春と共に、輝元を扶けて、備中に居り、使を、秀吉の陣に遣して、和議を講ぜしめき。

たましく、信長、其の臣明智光秀に弑せられき。毛利氏、之を知らずして、再、和議



をうながせり。

この時、秀吉、この變を、使者に告げて、反りて、和戦を決せしめけり。毛利氏の諸將、これを聞きて、進み戦はんとしける



を、隆景、おしとめて、信長の死は、我が家の幸ならずして、これ、秀吉が幸なり。おもふに、

信長が將士、數多かりとも、秀吉に優れたるはあらし。今、外より、和議を講ぜんとするに、事内に起れり。世の常の人ならんには、必、喪を秘して、先、和を議すべきに、反りて、變を告げて、和戰をえらばしめたるは、非凡の英傑といふべきなり。應仁以後、いたく亂れたりし天が下は、秀吉、やがて一統せん。されば、前約をふみて、和を結ばんにはしかじ。今、もし、然らずして戰は、他日、おそらくは、臍ホツをか

むとも及びがたき悔あるべし」とて、終に、主將輝元にすゝめて、秀吉と和せしめけり。

深く謀り、遠く慮る。

(日本書紀)

第二十四課 智能 (三)

常に、心を、正しく、且、平にもちて、深く思ひ、遠く慮り、是非善惡を、明に分別して、後、事を行ふべし。

もし、然らずして、我が心邪に、且、平ならざらんには、是非善惡を辨へ得ずして、萬事成し

遂げがたく、はた、必、後悔を免れざるべし。

第二十五課 徳器 (一)

鳥居トリキ勝商カツタカは、奥平オクダヒラノブ信昌マサの家臣なり。嘗、長篠の戦に、驍勇の名をとゞろかせり。

この時、長篠城は、甲州勢に圍まれて、危急、且夕にせまりしかば、勝商、主の命を受け、援を、徳川家康に請はんとして、夜深く、城を出て、馳せて、急を、濱松に報じ、歸途、敵の手に捕はれて縛せられき。

こゝに、敵、恩と威とを以て誘ひて曰はく、「汝、明日、城下にいたり、援軍は來らじと報じなば、高祿を與へて遇せん。若、又命に従はずば、直に、烹殺すべし」といへるに、勝商、拒げて、



之に従へり。

夜明けぬれば、壯兵十餘人、勝商を送りて、長篠城下に到り、白刃を提げて、後に立てり。時に、勝商、絶壁の上に立ち、川をへだて、呼はりて曰はく、「味方のものども、よく聽かれよ。主將家康、程ふく、大軍をひきゐて來り援はん。敵をほろぼし、圍をとかんは、おそくとも、三日をこえじ」と、未言ひも畢へざるに、身首はやく、處を異にしけり。

物に屈せざる、これを剛毅といふ。(吉賀巻)

第二十六課 徳器 (三)

人、剛毅の心なからんには、事に臨みて、義をまもり、志を遂ぐることも難かるべし。

剛毅とは、權勢に屈せず、利害の爲に、志を變ぜず、身の危きをかへりみずして、誠心をつらぬくをいふなり。

常に、專、公明正大をむねとし、正道をふみて、懼れざるにあらずば、たとひ、いかばかり、思

慮ふかりとも、終にかひなかるべし。

第二十七課 徳器 (三)

藤原行成は、一條天皇の御代の人なり。嘗、殿上にて、藤原實方と、事を議しけるに、實方、何思ひけん。ふと、行成が冠を取りて、庭上になげうてり。

行成いさゝかも争はで、しずかに、主殿司トシモツカサをして、その冠を拾ひ取らしめ、さて、容を改めて、ことばやはらかに、いかなれば、かゝる

ことをし給へる。身にあやまらのありとも



おぼえぬに、といへば、實方、けしきあらゝかに、つと立ちて、席を去れり。天皇、折しも、

小部コジトミより、このさまをみそなはして、深く、行

成が温厚の行に感ぜさせ給ひ、官をすゝめて、シラウダノ裁人頭とせさせ給へり。

和げば、仇なく、忍べば、辱なし。(省心錄)

第二十八課 徳器(四)

人は、温和の心を以て、世に立つべし。たとへば、春の日の、寒からず、又、暑からずして、おのづから、物を育つるが如くなるべし。

しかしながら、剛毅をうしなはず、常に、意を和げ、心を平にして、事に従ひ、かりそめにも、

不仁の行をすべらず。

第二十九課 公益

佐藤信淵は、出羽の人なり。幼より、國を益し、世をすくはんと思ふ志、深かりけり。

十三歳の時、父にしたがひて、蝦夷にあたり、更に、奥羽、關東をめぐりて、足尾銅山に入り、父につきて、銅鑛を分析すべき法をまなべり。

かくて、三年をへて、父におくれ、後、遺命によ

りて、江戸にいで、刻苦勉強して、蘭學ををさめしかば、實用の學術、技藝、皆、通ぜざるはなきに至れり。

この後、西へゆき、東へかへり、或は、諸種の物を産をさぐり、或は、人のために、學術を講じ、又、殖産の書をあらはして、世を益せしことすくなからざりき。

のべにおふるいさゝむら竹いさゝめも
ひとの爲よきことばかりせよ

(橋本直東歌)

第三十課 世務

租税を納めて、國用に充て、兵役に就きて、國家を護らんは、臣民たらんものゝ要務なり。この外、尚、官職に任ぜられて、力を、國事に盡さんも、亦、重要な務なり。

熊澤蕃山は、備前岡山の藩主池田光政にかへて、藩政をつかさどりき。かくて、到る處に、溝渠を通じ、三野川の水害をのぞきて、幾

萬とも知らぬ人を救ひ、又、林業を勧めて、水源のかれんを防ぎ、或は、學校を建て、教育をはげまして、人倫の道をすゝめし等、すくなくからぬ功績を遺せり。

第三十一課 遵法

松平定信、嘗、徳川幕府の大老たりし時、禁裏御造營の事をうけたまはりて、京都に上れり。このころ、諸國の大名、參内するに、下馬の禁制を守らぬもの多かりければ、定信、之を

なげき、先、自行ひて、衆に示さんとし、槍、乗物をば、下馬札のところにとゝめおき、つゝしみて、獨、徒歩して參内しけり。

大老みづから、かくの如くなりければ、是より後は、諸侯も、また、自、禮節をつゝしみて、御法をかすものなきに至れり。

國法は、謹みて守るべし。且、國家のまつりごとをば、そしるべからず。

(家道訓)

第三十二課 奉公

むかし、元弘の亂に、護良親王、大和の十津川より、吉野に赴かんとし給ひける時、賊兵、途に待ちかまへて、錦旗を奪ひ奉れり。
村上義光、おくれて、こゝを過ぎ、賊兵の、錦旗をもてるを見て、大に憤り、直に、これを奪ひ返せり。

やがて、賊兵、大擧して、吉野をかこみけるに、官軍防ぎ戦ひしかども、力敵せず、今は危しと見えければ、義光、親王に勧め奉りて、ひそ



かに、こゝを落し奉り、御鎧直垂等を賜りて、自、親王なりと呼はり、奮ひ戦ひて、終に、討死せり。

やゝありて、賊兵、また追ひ奉りて、親王にせまりければ、義光の子、義隆、ひとり踏止まりて、數人を斬り、防ぎ戦ふほどに、親王は、遠く落らのび給ひけり。

今上天皇陛下大神言

一旦、緩急あれば、義勇、公に奉ずべし。

第三十三課 一徳 (一)

およそ、我が國の臣民、いかばかり、才智に長け、藝能に達し、家産富めりとも、たゞに、これのみにては、未、獨立富強の國とはいふべからず。必、萬人、皆、一途の志念あるにあらずば、國運の隆えんことは、望みがたかるべし。忠君、孝行、愛國は、もと、これ、一義にして、何事にも、ひたすらに、君上の御爲とのみ思ふは、皇國、古より、臣民、一途の心なり。

山崎闇齋、幼より、學問を勵み、遂に聞えたる學者となれり。初、會津侯に仕へしが、後には、去りて、京都に住み、門弟を集めて教授しけり。ある日、門弟等に、「今、もし、支那より、孔子を主將とし、孟子を副將として、數萬の兵をひきゐて、我が皇國に攻めよせたりとせんに、孔子、孟子の道を學ぶ我がともがらは、いかにせばよからん」と問へるに、みを相かへり

みて、答ふるものなし。闇齋、叱して曰はく、「一人だも、答ふるものなきは、頭を垂れて、彼に降らんの心なるべし。何とて、かくは誤れるぞ。若、かゝる事あらんには、甲を着、太刀をうちふり、孔子、孟子を擒トクにして、窮なき國家の大恩にむくい奉るべし。是、即、孔孟の道なり」といへりければ、皆、いたく感服しけり。

孝謙天皇大御言

一つ心を以て、君を護るものぞ、(續日本紀)

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠
ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠
ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ
濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ
淵源亦實ニ此ニ存ス

およそ、世界に、國は、數多かれども、各國がら
異にして、一として、我が國とひとしきはあ
らず。さて、彼の國々、今は、物事、盛なるさまな

れども、太古、その成立せし始をたづぬれば
皆、いたく、我が國とは異なり。そも、我が
皇國は、天地わかれし初に、先、天下の 君上
まし、後、臣民、漸分れて、數いよ、夥く
なれるにて、その本、一に始まり、遂に、ひろが
りて、一國となれるなり。されば、君は、世々、
臣民の父母の如く、天下に臨ませたまひ、臣
民は、正しく、皇室の子孫にして、忠やかに
仕へまつりつゝ、幾千年の間、曾、恩愛と親實

とは、かはれることなし。かくて、このよき國土に住みて、今も、なほ、廣き世界に、比なき皇國と仰がるゝなり。これ、實に、此の上なき譽なり。聖諭に、國體の精華と宣へるは、即、これをのたまへるなるべし。この故に、我が國の臣民たるものは、この比なき國體をまもりて、ますます、美しく、からしめんこと、最肝要なる務なり。されば、我が國の教育は、其のおもむき、みな、之にかなはざるべからず。およそ、

何の學問を爲んにも、皆、益、この國體をもち立つる爲の外は、あらざるべし。

第三十六課 聖諭 (三)

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ

我等、皇國の良民たるべき本分を全うせんには、事物の理に暗く、心愚にしては叶ふま

じ。かならず、學を修め、業を習ひて、才能に長け、技藝に達せざるべからず。もし、愚にして、他國の人々にも劣りたらんには、いかでか、皇國の品位を高め、大御世の御光を輝かし奉ることを得べけん。學業研磨のゆるかせにすまじきこと、かくの如し。さて、才能技藝は、固より、皇國の良民たるべき本分を全うせんが爲なれば、苟、この本旨に合はざるは、已に、修學習業のかひなきなり。たとひ、才能

技藝、如何ばかり長じたりとも、其のわざもし、或は、世の妨となり、國をそこなはば、才智も、何にかはせん。是、智といへども、眞の智にはあらざるなり。正しく、智を磨きたらんには、義氣、溫厚、慈愛、兼備はりて、何の業につけても、みな、良民たるにそむかざるべし。吾等か研磨すべきは、實に、この眞の智にぞある。聖諭、徳器を成就しと宣へるは、即、こを宣へるなるべし。さて、また、忠良の民たる要は、篤

く、孝、友、和、信、恭、儉、博愛を行ふにあり。かゝる
 日常の務をおろそかにして、徒に、學業をつ
 とめたりとも、何にかはせん。慎みて、先後す
 る所を忘るべからず。

第三十七課 聖諭 (三)

進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ
 國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以
 テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ
 獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ

爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

我が身はもと、父母より受け、父母は、また、そ
 の父母より受けたり。これを考ふれば、我が身
 は、これ、祖先の遺體なり。かく、我が祖先は、こ
 の身體を遺したまへるのみならず、又、我等
 が、よりて、本分を全うすべき、よき範をも遺
 したまへり。この範にしたがひて、人たる本
 分を全うせんことを、實に、子孫たるものゝ務
 なれ。然るに、若、この祖先の遺體を持するこ

と敬ならず。かりそめにも、之を汚し辱しめ
なば、何の面目ありてか、祖先に對するを得
べけん。慎みて怠るまじきことなり。さて、昔
より、父母、兄弟には、孝行、友愛の篤かりし人、
或は、夫婦、朋友には、敬愛、信義を重んぜし人、
又、恭儉なりし人、博愛なりし人、學業、藝術に
長け、才徳兼備はり、世を益して、萬世不朽の
功徳を遺せる人、常には、國法を重んじ、産業
を勵み、國家不慮のことありては、身命をな

げうちて、忠義を盡したる人などの事績を
ば、既に學びて、之を知れり。かゝる忠臣、孝子
の績は、實に、高く尊からずや。この尊き績を
遺せる人々は、皆、これ、我等の祖先なり。我等、
かく、忠臣、孝子の遺體を受けながら、如何で
か、忠孝を勵みて、益、祖先の美風を顯さる
べけん。上、祖先を辱しめず、下、後世に恥ぢざ
らんは、是、まことに、忠良の臣民なり。聖諭に、
祖先の遺風と宣へるは、即、こを宣へるなる

べし。

七十

第三十八課 聖諭 (四)

斯道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫
臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ
謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト
俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ
庶幾フ。

およそ、人のふむべき道を説くこと、一なら
ず。世界各国、さまざまの教あれども、我が國

固有の道ばかり尊きはなし。この道は、實に、
天地わかれし初に、先あれませる 皇祖の
神々より、御歴代の 皇宗の、御みづから履
み行はせたまひて、親しく、子孫萬世に、儀を
垂れさせたまへるなり。故に、古の忠孝は、今
の忠孝と異ならず、我等の忠孝は、祖先の忠
孝と、其の旨、一ならずといふことなし。又、こ
の道を守りて、世に立たんには、海内は、いふ
も更なり。世界萬國の人々さへ、皆、君子國人

のさまとして、親み仰がざるはなからん。實に、この道は、道の中にも、眞の道にして、善く、之を守らん人は、人の中にも、眞の善き人なるべし。そもく、我が大日本國の、幾千年來、この神聖なる國體を保てる所以は、實に、斯の道の盛なりしに因れるにて、この道衰へなば、この國の譽のみ、ひとり盛なること能はざるべきなり。故に、皇祖皇宗より歴世の 皇上、皆、斯の道によりて、臣民をすべさ

せ給ひ、臣民は、皆、ひたすら、聖旨にしたがひ奉りて、他を思ふものなかりき。

今上天皇陛下、今、また、斯の道を、我等臣民に諭させたまひて、朕、爾臣民と俱にと宣へるは、實に、畏くも、また、尊き限なり。

高等小學修身書卷之二終

明治三十三年十月十五日印刷
 明治三十三年十月十八日發行



發行所
 代表者
 印刷者

著者 伯爵東久世通禧

發行所 株式會社 國光社

西澤之助
 河本龜之助
 一東京市京橋區
 二東京市京橋區
 一東京市京橋區
 二東京市京橋區

高等小學修身書定價			
卷ノ一	金十七錢	卷ノ二	金二十錢
卷ノ三	金二十三錢	卷ノ四	金二十六錢
全四冊	金八十六錢		

